

# ワンポイント・コラム

## ～役員就任に伴うDC事務手続きのポイント～

DC加入者が役員に就任した場合、**資格喪失のお手続き・個人型DCへの移換手続き**が必要なケースがあります。

### ●資格喪失のお手続き・個人型DCへの移換手続きが必要なケースとは

DC規約にて**役員が「加入対象外」**となっている事業主様において、資格喪失年齢到達前に**退職することなく**役員に就任したケースは、お手続きが必要です。

貴社DC規約をご確認ください。(退職して役員に就任する場合は、通常どおり(退職による)資格喪失手続きが必要です。)

### 【例】確定拠出年金規約(加入対象者の範囲)

#### 第●章 加入者等

#### (加入者の範囲)

第●条 この制度の加入者は、実施事業所に使用される60歳未満の厚生年金保険の被保険者(法第13条の規定によりこの制度の加入者とならなかった被保険者を除く。)のうち別表第2の(イ)に掲げる実施事業所ごとに同表(ロ)に定める者とする。

2 この制度の加入者となった者は、当該加入者の任意により脱退できないものとする。

中略

#### 別表第2

#### 1 ●●●株式会社

実施事業所の名称(イ) (第●条関係)		所在地
●●●株式会社		●●県●●市●●区●1-2-3
加入者の範囲(ロ)		加入資格の取得時期(ハ)
社員就業規則第●条に定める社員。 ただし、 <b>役員、執行役員、</b> 準社員及び臨時社員を除く。		次のいずれかに該当するに至った日 1 実施事業所に使用されるに至ったとき 2 その使用される事業所が実施事業所となったとき 3 実施事業所に使用される者が第7条に定める資格を取得したとき

こちらに該当した場合、  
お手続きが必要です。

DC規約にて「加入対象外」になっていない場合は、お手続きは不要です。

引き続き企業型DC加入者として拠出を行ってください。

## ●喪失事由・喪失日について

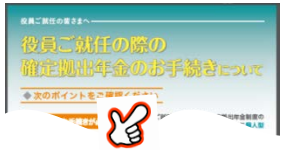
(役員加入対象外の制度で) 退職を伴わない 役員就任による資格喪失の場合、喪失事由および喪失日は下記の通りです。

喪失事由	「74:年金規約に基づく資格喪失、規約閉鎖」 …年齢にかかわらず
喪失日	役員就任日 ※役員就任と同日で退職する場合も、喪失日＝役員就任日となります。

### ★役員就任時の手続きのまとめ

プランの資格喪失年齢	役員就任時年齢	退職を伴う役員就任か	役員就任後6ヶ月以内に必要な手続き	事業主様よりお渡しいただく資料
60歳	60歳未満	退職を伴うか否かにかかわらず	個人型DCへの移換	以下資料①
	60歳以上	退職を伴うか否かにかかわらず	なし	以下資料② (60歳到達時にお渡し下さい)
60歳超	60歳未満	退職を伴うか否かにかかわらず	個人型DCへの移換	以下資料①
		退職を伴う	なし	以下資料②
	60歳以上	退職を伴わない	個人型DCへの移換	以下資料①

役員就任時用リーフレット  
(資料①)



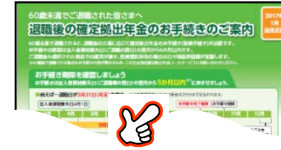
こちらをクリックしてください

個人型DC紹介リーフレット  
(必要に応じて資料①に加えて  
こちらもお渡しください)



こちらをクリックしてください

脱退一時金の受給要件を  
満たす方には資料①に加えて  
こちらもお渡しください



こちらをクリックしてください

老齢給付金に関する  
リーフレット  
(資料②)



こちらをクリックしてください

## ●ご参考

(役員加入対象外の制度で) 退職を伴う 役員就任による資格喪失の場合、喪失事由および喪失日は下記の通りです。

喪失事由	「71:会社都合」 「62:会社都合(60歳以降)による資格喪失(運用指図者資格取得)」 …60歳未満 …60歳以上資格喪失年齢未満※
喪失日	退職の翌日